

## 組込みソフトウェア技術コンソーシアム受講料に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、組込みソフトウェア技術コンソーシアムが実施する講座受講料（以下「受講料」という。）の額及びその徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (受講料の額)

第 2 条 受講料の額は、別表第 1 とする。

2 前項の規程にかかわらず、組込みソフトウェア技術コンソーシアム理事会は、実施する講座の態様により、講座の受講料の額を別に定めることができる。

### (受講料の徴収等)

第 3 条 受講料は講座の申込を受理または受講者の決定後に徴収するものとする。

2 受講料は還付しない。ただし、組込みソフトウェア技術コンソーシアム事情による場合は、この限りではない。

3 受講料の徴収に関する業務は、組込みソフトウェア技術コンソーシアム事務局が行うものとする。

### (補則)

第 4 条 この規程は、組込みソフトウェア技術コンソーシアム理事会の承認を経て、変更することができる。

2 会員区分については、組込みソフトウェア技術コンソーシアム定款第 4 条の定めによる。

### 附則

この規程は、令和元年 10 月 23 日から施行する。

### 附則

この規定は、令和 5 年 11 月 6 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 に定める受講料の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1

(単位 万円、税別)

講座 会員区分	IoTシステムアーキテクト養成プログラム	組み込みシステムアーキテクト単科コース	C-プログラミング コース+1	組み込みシステム開発 コース+2
A会員	20	8	1.1	1.1
B会員	33	10	1.5	1.5
特別会員	40	12	3.3	3.3
非会員	40	12	3.3	3.3